相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区小豆沢四丁目六番地、最後の住所東京都北区赤羽西五丁目七番一〇―六〇二号　被相続人　亡　鳥海　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

事務所東京都中央区日本橋一―二―一〇東洋ビルディング九階入澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　奥田　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区二十騎町二六番地、最後の住所東京都練馬区桜台一丁目二一番一号桜台ハイツ　被相続人　亡　井口　昌郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

事務所東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田六〇番地二八、最後の住所東京都新宿区西新宿四丁目二番一五―九〇一号　被相続人　亡　大淵　光義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

東京都新宿区新宿六―七―二二エル・プリメント新宿五五一号山川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山川　典孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区荻窪四丁目四番、最後の住所東京都調布市多摩川三丁目六五番地二ジオステージ一〇六　被相続人　亡　有賀　公政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号ＡＫオギクボビル五階五〇一号髙村法律事務所　相続財産管理人弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区北新宿三丁目七〇四番地、最後の住所東京都東村山市美住町一丁目四番地一八Ｋ―三二六　被相続人　亡　加藤裕一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

東京都府中市宮西町二―一三―三ＴＮＫ第二ビル三〇二櫻井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区平井六丁目六番、最後の住所東京都江戸川区平井六丁目六番三号　被相続人　亡　阿部　清人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

事務所東京都千代田区神田須田町一―四―八ＮＣＯ神田須田町三階林・園部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　園部　洋士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市大栄町一丁目甲七四二番地一、最後の住所新潟県新発田市大栄町一丁目八番四号　被相続人　亡　長谷川敏郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

新潟県新発田市中央町三丁目七番一四号ウエノビル二階　新潟あやめ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　犬飼　善和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市五福三五四八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　栗山　昌博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

富山市相生町七番九号　木下法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木下　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市五福三五四八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　栗山　庄次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

富山市相生町七番九号　木下法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木下　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市中島町浜田ソ部六六番地、最後の住所石川県七尾市中島町浜田ソ部六六番地一　被相続人　亡　田中　菊次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

事務所石川県七尾市国分町ラ部一三番地の九　相続財産管理人　三林　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市瑞穂区浮島町一六〇二番地、最後の住所名古屋市南区弥次ヱ町五丁目一二番地の一弥次ヱ荘一棟二〇三号　被相続人　亡　池田　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

事務所愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一六番三〇号丸の内魚住ビル四階久志本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小芝　範明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市宮川町六五七番地四六、最後の住所滋賀県甲賀市水口町水口六一四番地四一　被相続人　亡　原野　行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

滋賀県草津市大路一丁目一五番五号ネオフィス草津五階大津法律事務所　相続財産管理人　弁護士　辻井　康喜

第47期決算公告

平成28年12月20日

岐阜県関市下有知5601番地の1
アテナ工業株式会社
代表取締役　下野　泰輔

貸借対照表の要旨　（平成28年9月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,744,583	流動負債	3,801,682
固定資産	3,180,393	固定負債	661,902
		株主資本	3,443,760
		資本金	450,000
		利益剰余金	2,993,760
		利益準備金	90,000
		その他利益剰余金	2,903,760
		（うち当期純利益）	（208,612）
		評価・換算差額等	17,631
		その他有価証券評価差額金	17,631
資産合計	7,924,977	負債・純資産合計	7,924,977